

平成30年5月9日 公告

「勝山住宅1・2・5・6号館解体撤去工事」

○設計図書等の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

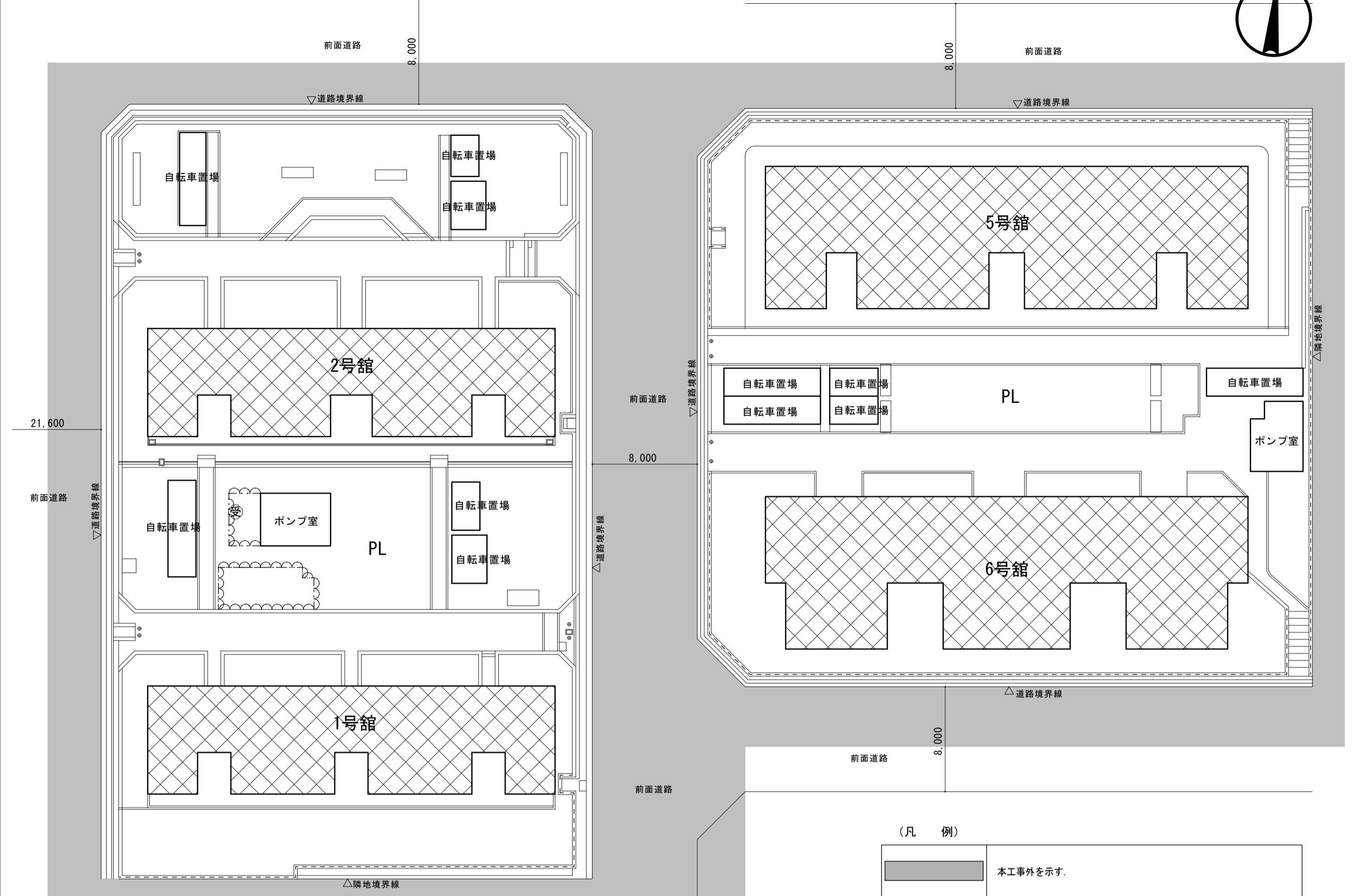
修正箇所	誤	正
図面番号 002 図面名称：解体撤去工事概要・附近見取図・配置図 アスベスト含有建材使用箇所表誤記修正	図面のとおり	図面のとおり

解体撤去工事概要

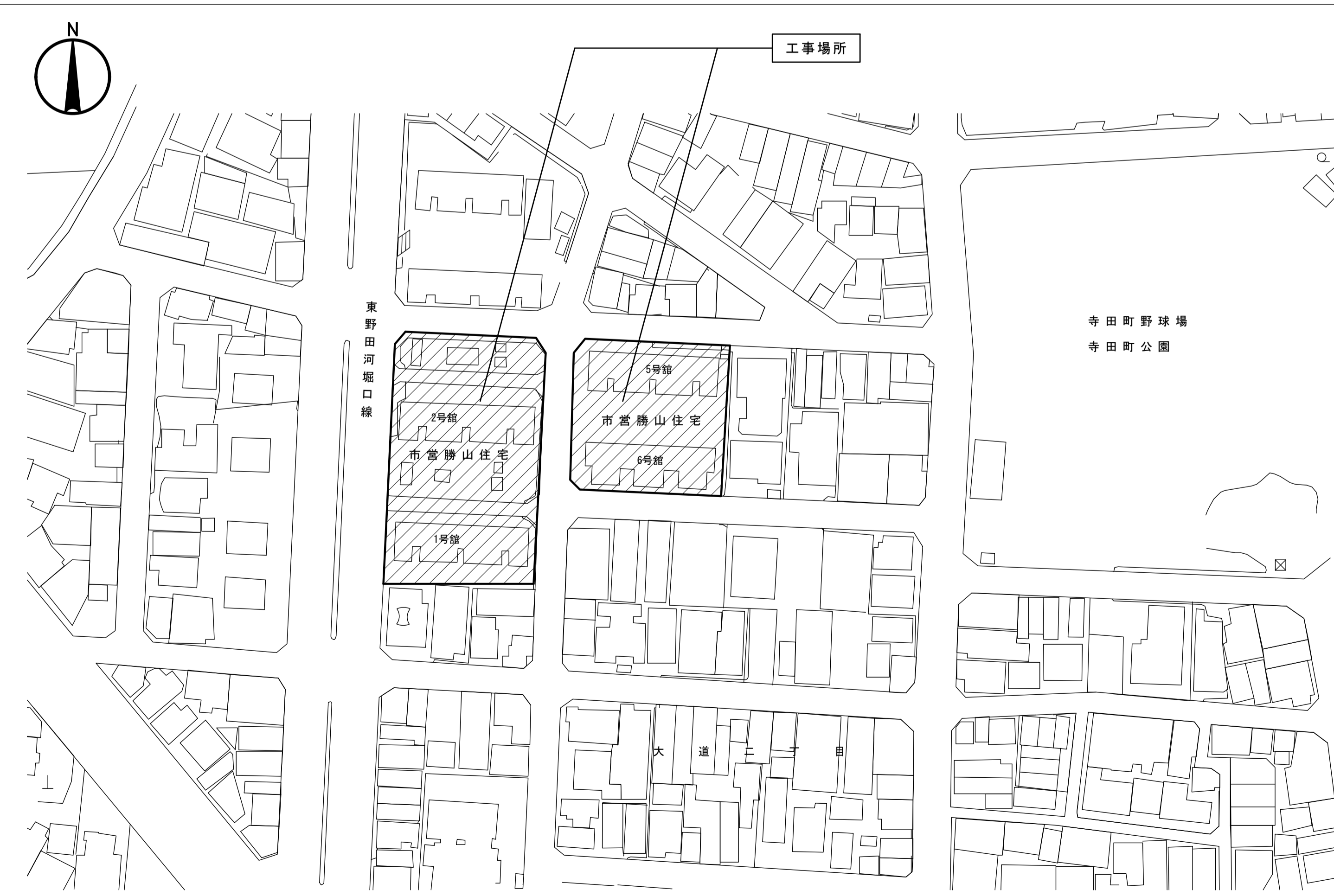
工場所	大阪市天王寺区大道2丁目(1・2号館) / 大阪市天王寺区勝山2丁目(5・6号館)			
撤去戸数	住棟 1号館 1棟 RC造 4階建	24戸	住棟 5号館 1棟 RC造 4階建	24戸
	住棟 2号館 1棟 RC造 4階建	24戸	住棟 6号館 1棟 RC造 4階建	24戸
	計		棟 96戸	
延床面積	住棟 1号館	1,160.00 m <sup>2</sup> (48.37 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)	住棟 5号館	1,222.00 m <sup>2</sup> (50.92 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)
	住棟 2号館	1,160.00 m <sup>2</sup> (48.37 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)	住棟 6号館	1,211.20 m <sup>2</sup> (50.47 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)
	付属建物	ポンプ室A 11.17m <sup>2</sup> ・ポンプ室B 14.85m <sup>2</sup> ・受水槽 21.79m <sup>2</sup> ・自転車置場A 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場B 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場C 24.00m <sup>2</sup> 自転車置場D 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場E 7.50m <sup>2</sup> ・自転車置場F 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場G 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場H 6.00m <sup>2</sup> ・自転車置場I 7.50m <sup>2</sup>		
	計	4755.12 m <sup>2</sup>		
建築面積	住棟 1号館	248.97 m <sup>2</sup>	住棟 5号館	348.11 m <sup>2</sup>
	住棟 2号館	248.97 m <sup>2</sup>	住棟 6号館	340.94 m <sup>2</sup>
	付属建物	ポンプ室A 11.17m <sup>2</sup> ・ポンプ室B 14.85m <sup>2</sup> ・受水槽 21.79m <sup>2</sup> ・自転車置場A 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場B 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場C 24.00m <sup>2</sup> 自転車置場D 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場E 7.50m <sup>2</sup> ・自転車置場F 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場G 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場H 6.00m <sup>2</sup> ・自転車置場I 7.50m <sup>2</sup>		
	計	1185.79 m <sup>2</sup>		
	敷地面積		3016.16 m <sup>2</sup> (1・2号館) / 2013.84 m <sup>2</sup> (5・6号館)	

一般 共 通 事 項	1. 特定建設資材以外の処分については、各法令に基づいて処分の事。	1.1. 工事施工に使用した進入口通路、資材置場等の作業所内は現況に復旧して整地を行うこと。
	2. すべての工事は、設計図書に基づき施工し、疑義あるときは、本市監督員と協議すること。	1.2. 本工事により破損を生じた箇所は既成に倣い補修のこと。
	3. 道路占用その他工事の施工に必要な公害その他への手続きは、延滞なく行うとともに、これに要する費用並びに原形修復は請負者の負担とする。	1.3. 撤去により生じた不陸は既成に倣い埋め戻し整地を行うこと。
	4. 作業に先立ち設計図を熟読し不明な点については本市監督員と打ち合わせを行い、作業に支障なきよう努める。	1.4. 解体工事時は散水を十分に行い、粉塵等が飛散しないように十分に注意して施工すること。
	5. 請負業者は、その責任において、工事による危険防止に努める。	1.5. 足場は、転倒に十分注意して設置すること。
	6. 廃棄物は、関係法令を厳守し適切に処理すること。 なお、敷地内では一切の 廃棄物を燃焼してはならない。	1.6. 仮設計図をすするにあたって、所轄官庁との打合せをすると共に、通行人等への安全に十分配慮した仮設計図を行うこと。
	7. 排出車両はあらかじめ場内清掃とする。万一、公道を汚した場合はすみやかに清掃すること。	1.7. 間取り変更等で原設計図(参考図)との相違点は、各階平面図を正とする。
	8. 工事着手に先立ち、現場を確認の上施工する事。	1.8. 建物の解体撤去については、土間コンクリートを含む躯体とする。
	9. 工事着手前に現場実測及び調査を行い、取合などの関係で設計図書によることが困難又は、不都合な場合は監督職員と協議のこと。	1.9. 屋外工作物は図示に従い撤去・処分とし、屋外埋設配管類についても同様とする。
	10. 工事に伴うガラ等の撤去材は速やかに場外処分すること。	2.0. 樹木は地中の主根も撤去・処分すること。

配置図



附近見取図



アスベスト含有建材使用箇所表

室名	名称	仕様
住棟 和室	柱	硫酸カルシウム板 t=25
住棟 バルコニー (1・2号館のみ)	天井	フレキシブルボード t=4
住棟 バルコニー	仕切板	フレキシブルボード t=6
住棟 台所	流し台 コンロ台廻り 腰	フレキシブルボード t=4 2200×500
住棟 台所	レンジフード上部パネル	フレキシブルボード t=4 600×500
住棟 便所	天井	フレキシブルボード t=6
住棟 和室	ふすま	ふすま紙
住棟 浴室	天井	フレキシブルボード t=4
住棟 外壁 (既存部分・増築部分共)	外壁	外装薄塗材E・リシン吹付

- ・アスベスト含有建材の撤去処分にあたっては、関係法令等(石綿障害予防規則、非散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針等)を遵守し、適切に撤去処分すること。
- ・印はアスベスト含有建材使用箇所を示す。
- ・本工程図面のほか、自ら行った情報収集や現地確認等を行い、アスベストの処理計画書の作成・提出をすること。

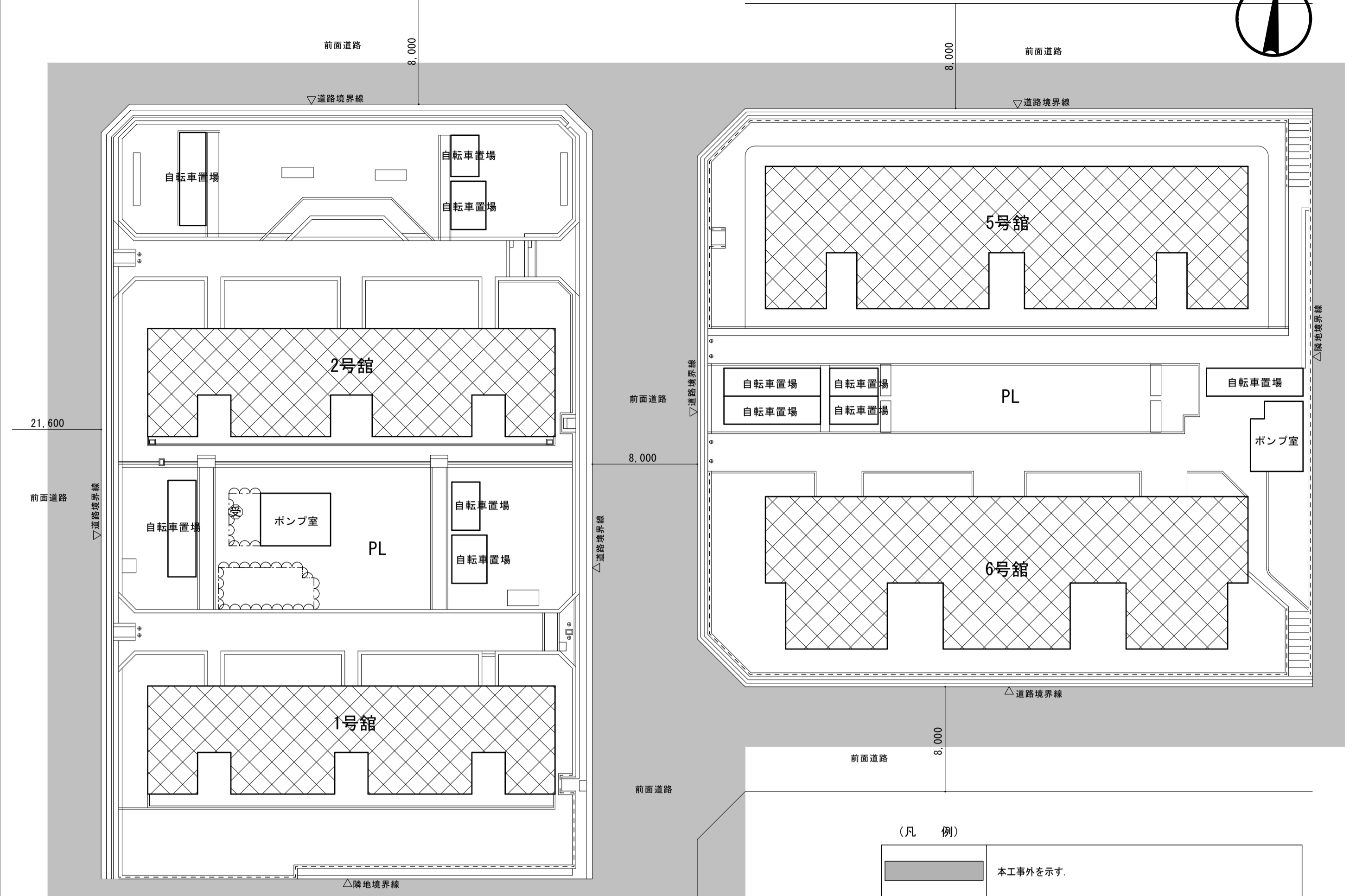
名称	勝山住宅1・2・5・6号館解体撤去工事	図面番号	No.002
図面名称	解体撤去工事概要・附近見取図・配置図	製 図	平成29年9月
縮 尺	(原寸図面表示)	図面番号	(092枚の内)
大阪市都市整備局 住宅部建設課 (建設設計グループ)		株式会社 匠 建設 計	

解体撤去工事概要

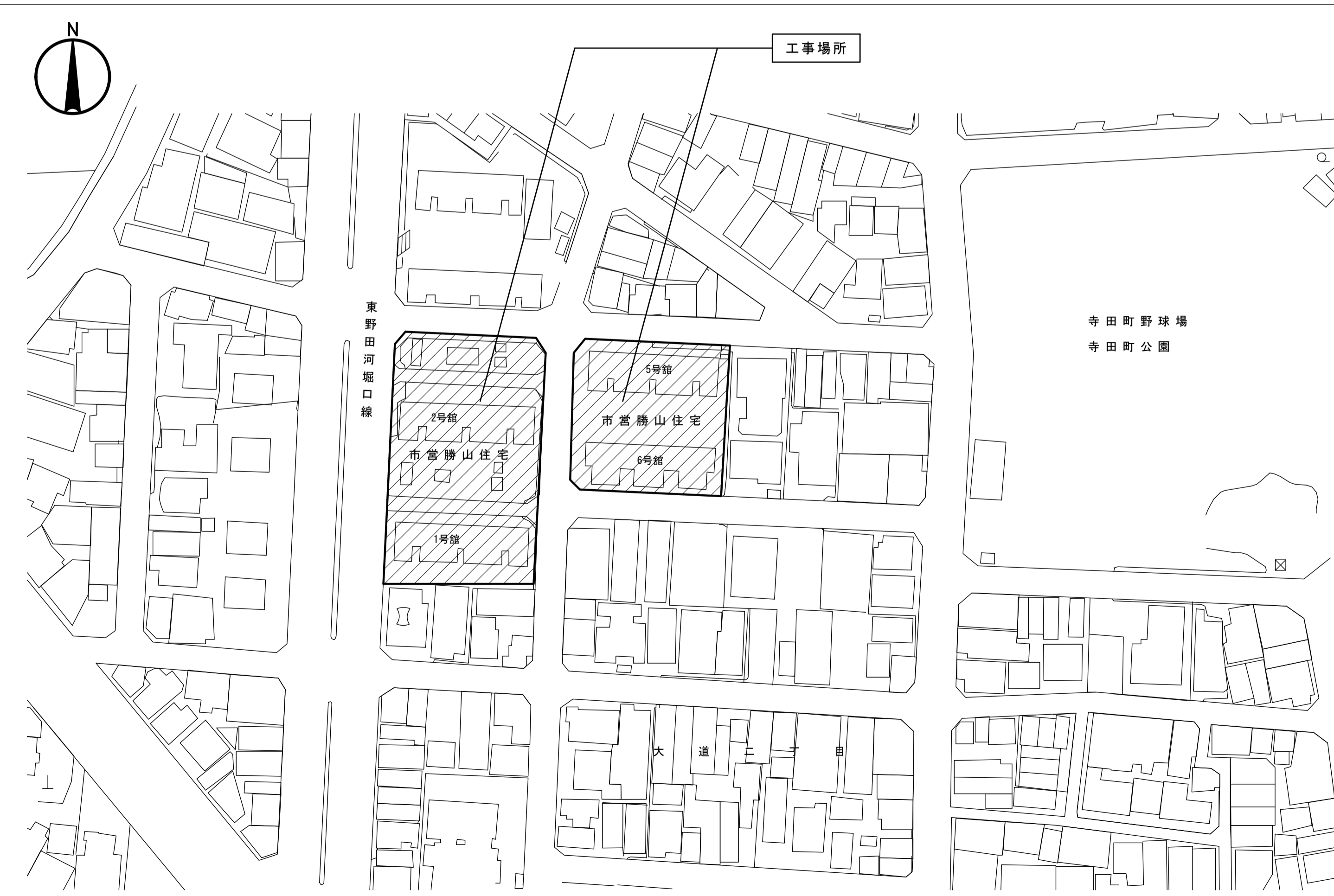
工場所	大阪市天王寺区大道2丁目(1・2号館) / 大阪市天王寺区勝山2丁目(5・6号館)			
撤去戸数	住棟 1号館 1棟 RC造 4階建	24戸	住棟 5号館 1棟 RC造 4階建	24戸
	住棟 2号館 1棟 RC造 4階建	24戸	住棟 6号館 1棟 RC造 4階建	24戸
	計		棟 96戸	
延床面積	住棟 1号館	1,160.00 m <sup>2</sup> (48.37 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)	住棟 5号館	1,222.00 m <sup>2</sup> (50.92 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)
	住棟 2号館	1,160.00 m <sup>2</sup> (48.37 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)	住棟 6号館	1,211.20 m <sup>2</sup> (50.47 m <sup>2</sup> /戸 × 24戸)
	付属建物	ポンプ室A 11.17m <sup>2</sup> ・ポンプ室B 14.85m <sup>2</sup> ・受水槽 21.79m <sup>2</sup> ・自転車置場A 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場B 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場C 24.00m <sup>2</sup> 自転車置場D 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場E 7.50m <sup>2</sup> ・自転車置場F 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場G 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場H 6.00m <sup>2</sup> ・自転車置場I 7.50m <sup>2</sup>		
	計	4755.12 m <sup>2</sup>		
建築面積	住棟 1号館	248.97 m <sup>2</sup>	住棟 5号館	348.11 m <sup>2</sup>
	住棟 2号館	248.97 m <sup>2</sup>	住棟 6号館	340.94 m <sup>2</sup>
	付属建物	ポンプ室A 11.17m <sup>2</sup> ・ポンプ室B 14.85m <sup>2</sup> ・受水槽 21.79m <sup>2</sup> ・自転車置場A 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場B 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場C 24.00m <sup>2</sup> 自転車置場D 12.00m <sup>2</sup> ・自転車置場E 7.50m <sup>2</sup> ・自転車置場F 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場G 15.00m <sup>2</sup> ・自転車置場H 6.00m <sup>2</sup> ・自転車置場I 7.50m <sup>2</sup>		
	計	1185.79 m <sup>2</sup>		
	敷地面積		3016.16 m <sup>2</sup> (1・2号館) / 2013.84 m <sup>2</sup> (5・6号館)	

一般 共 通 事 項	1. 特定建設資材以外の処分については、各法令に基づいて処分する。	1.1. 工事施工に使用した進入口通路、資材置場等の作業所内は現況に復旧して整地を行うこと。
	2. すべての工事は、設計図書に基づき施工し、疑義あるときは、本市監督員と協議すること。	1.2. 本工事により破損を生じた箇所は既存に倣い補修すること。
	3. 道路占用その他工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、遅滞なく行うとともに、これに要する費用並びに原形修復は請負者の負担とする。	1.3. 撤去により生じた不陸は既存に倣い埋め戻し整地を行うこと。
	4. 作業に先立ち設計図を熟読し不明点については本市監督員と打ち合わせを行い、作業に支障なきよう努める。	1.4. 解体工事時は散水を十分に行い、粉塵等が飛散しないように十分に注意して施工すること。
	5. 請負業者は、その責任において、工事による危険防止に努める。	1.5. 足場は、転倒に十分注意して設置すること。
	6. 廃棄物は、関係法令を厳守し適切に処理すること。 なお、敷地内では一切の廃棄物を燃焼してはならない。	1.6. 仮設計図をすするにあたって、所轄官庁との打合せをすると共に、通行人等への安全に十分配慮した仮設計図を行うこと。
	7. 排出車両はあらかじめ現場内清掃とする。万一、公道を汚した場合はすみやかに清掃すること。	1.7. 間取り変更等で原設計図(参考図)との相違点は、各階平面図を正とする。
	8. 工事着手に先立ち、現場を確認の上施工する。	1.8. 建物の解体撤去については、土間コンクリートを含む躯体とする。
	9. 工事着手前に現場実測及び調査を行い、取合などの関係で設計図書によることが困難又は、不都合な場合は監督職員と協議のこと。	1.9. 屋外工作物は図示に従い撤去・処分とし、屋外埋設配管類についても同様とする。
	10. 工事に伴うガラ等の撤去材は速やかに場外処分すること。	2.0. 樹木は地中の主根も撤去・処分すること。

配置図



附近見取図



アスベスト含有建材使用箇所表

室名	名称	仕様
住棟 和室	柱	硫酸カルシウム板 t=25
住棟 バルコニー (1・2号館のみ)	天井	フレキシブルボード t=4
住棟 バルコニー	仕切板	フレキシブルボード t=6
住棟 台所	流し台 コンロ台廻り 腰	フレキシブルボード t=4 2200×500
住棟 台所	レンジフード上部パネル	フレキシブルボード t=4 600×500
住棟 便所	天井	フレキシブルボード t=6
住棟 和室	ふすま	ふすま紙
住棟 浴室	天井	フレキシブルボード t=4
住棟 外壁 (既存部分・増築部分共)	外壁・階段室(壁・天井)	外装薄塗材E・リシン吹付

- ・アスベスト含有建材の撤去処分にあたっては、関係法令等(石綿障害予防規則、非散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針等)を遵守し、適切に撤去処分すること。
- ・印はアスベスト含有建材使用箇所を示す。
- ・本工事図面のほか、自ら行った情報収集や現地確認等を行い、アスベストの処理計画書の作成・提出をすること。

名称	勝山住宅1・2・5・6号館解体撤去工事			図面番号	No.002
図面名称	解体撤去工事概要・附近見取図・配置図	製図	平成29年9月	図面番号	(092枚の内)
縮尺	(原寸図面表示)	製図		図面番号	
大阪市都市整備局 住宅部建設課 (建設設計グループ)			株式会社 匠建設		